

三井両替店の「大坂店目録留」（貸借対照表・損益計算書の控え記録）

— 寛政十二年庚申春季（一八〇〇年上期） —

西川 登

近世の三井家は、繊維製品販売業と金融業とを経営の二本柱としていたが、三井両替店は、京・江戸・大坂の三都にそれぞれ店舗を設けていた。三井両替店の京都店（以下「京都両替店」という）は、大坂店（以下「大坂両替店」という）、江戸店（以下「江戸両替店」という）、「糸店」、および「間之町店」の四店を傘下店として統割した。すなわち、「京都両替店」、「大坂両替店」、「江戸両替店」、「糸店」、および「間之町店」の五店で、「両替店一卷」（「巻は集」と呼ばれたグループを形成していた（詳しくは、賀川隆行「近世文館」一九八五、五三〇～五三九、五四四頁。拙著「三井家勘定管見」白桃書房「一九九三」二二〇～二二二、二五八頁を参照されたい。」）と

「京都両替店」の各傘下店は、それぞれ自店の会計報告書である『勘定目録』（「大坂両替店」および「江戸両替店」のものは貸借対照表と損益計算書とから構成されている。「店目録」とか「総勘定目録」あるいは「単に「目録」とも呼ばれた。」）を作成して「京都両替店」に提出した。各傘下店は、自店の『勘定目録』の控え帳である『目録帳』（「目録控」または「目録扣」とも呼ばれた）を作成した。一方、「京都両替店」は、『……目録留』と呼ばれる、傘下店の『勘定目録』の控え帳を作成した。つまり、「大坂両替店」作の『勘定目録』および『目録帳』と「京都両替店」作の『大坂店目

録留』とは、内容が同一である(田中康雄「三井江戸両替店史料補遺」三井文庫論叢第八号一九七四、七〇頁、前掲拙著二五七頁)。ただし、『勘定目録』は各半期ごとに(閏月があれば、上期(春季)は一月一日から七月十四日までの六・五ヶ月、下期(秋季または冬季)は七月十五日から極月晦日までの五・五ヶ月である)、一つずつの簿冊となつてゐるが、『目録帳』や『目録留』は、累年記録として、一冊に数年分が記録されている。

本稿では「京都両替店」が作成した『大坂店目録留』の中から一八〇〇年上期(寛政十二年庚申春季)のもの(資料番号リ)を選び、同期の「大坂両替店」の決算記録の全文を翻刻・紹介する(各「両替店」の「勘定目録」、「目録帳」、および「目録留」の現存状況については、前掲拙著の表2-3を参照されたい)。この期のものを選んだ理由は、総勘定元帳に当る「大福帳」と、普通仕訳帳に当る「出入帳」とが、揃つて現存することと、西暦年号の下二桁の切が良いことによる(別にミレニアムに因んだ訳ではない)。いずれ、この期の「大福帳」(続九) および同期の「出入帳」(本一七) も全文を翻刻・紹介したい(前掲拙著の資料5-1が「寛政十年午春季」となつてゐるのは誤りで、「寛政十二年申春季」が正しい。また資料5-3の「寛政十年午春季」も誤りで、「文政九年寅秋季」が正しい)。

なお、『出入帳』↓『大福帳』↓『勘定目録』と転記・作成が行なわれた三者間の関係については、前掲拙著の第五章「大坂両替店の帳簿組織」を参照されたい。

ところで、この資料の中には数字の「〇」記号がところどころに出現する。近世の漢数字表記には「〇」は存在しないといふのがこれまでの通念(安澤秀「徳川期の〇記号使用例」『日本歴史』一九九九年七月号七二頁) のようであるが、宝暦以降の佐賀藩の「大目安」で「〇」記号使用の慣用化が進んでいる(同七) のと同様のことが、近世後期(今のところ何時頃かは判断し兼ねる) の三井家の帳簿でも言えよう。もっとも、三井家の近世帳簿では〇記号を用いた位取記数法の使用は、注記等の数字が符丁で書かれる場合が殆どで、通常は拾百千などの定位漢数字が用いられる。前掲拙著でも書いたように(頁三〇)、福沢諭吉は漢数字による位取記数法を自分の発明であるかのように言つてゐるが(福沢全集第一卷「一八九八」緒言七九頁)、江戸時代の「和算でも一〇二のようにゼロを使つてゐる」(大矢真一「解説」『西算速知 洋算用法』(江戸)科学古典叢書二〇恒和出版一九七九、八頁)。

前述のように、『目録留』には数年分の財務諸表が累年記録されているが、本稿で一八〇〇年上記の部分を紹介するものでは、寛政十年午春季(一七九八
年上期)から文化式年丑秋季(一八〇五
年下期)までの八年間一六半期分が記載されている。

例言

一 原則として、漢字は現行の字体を用い、変体仮名は、助詞の「而(て)」・「者(は)」・「江(え)」「へ」なども含めて、平仮名に改めた。ただし、「ろ(より)」・「メ」はそのまま使用し、片仮名と平仮名の混用も原文のままとした。

一 宛字も原文のままとしたが、右傍に()書きで正字を注記した。

一 数字等が符丁で書かれている場合には、右傍に()書きで実数等を注記した。使われている符丁は左記のとおりである。

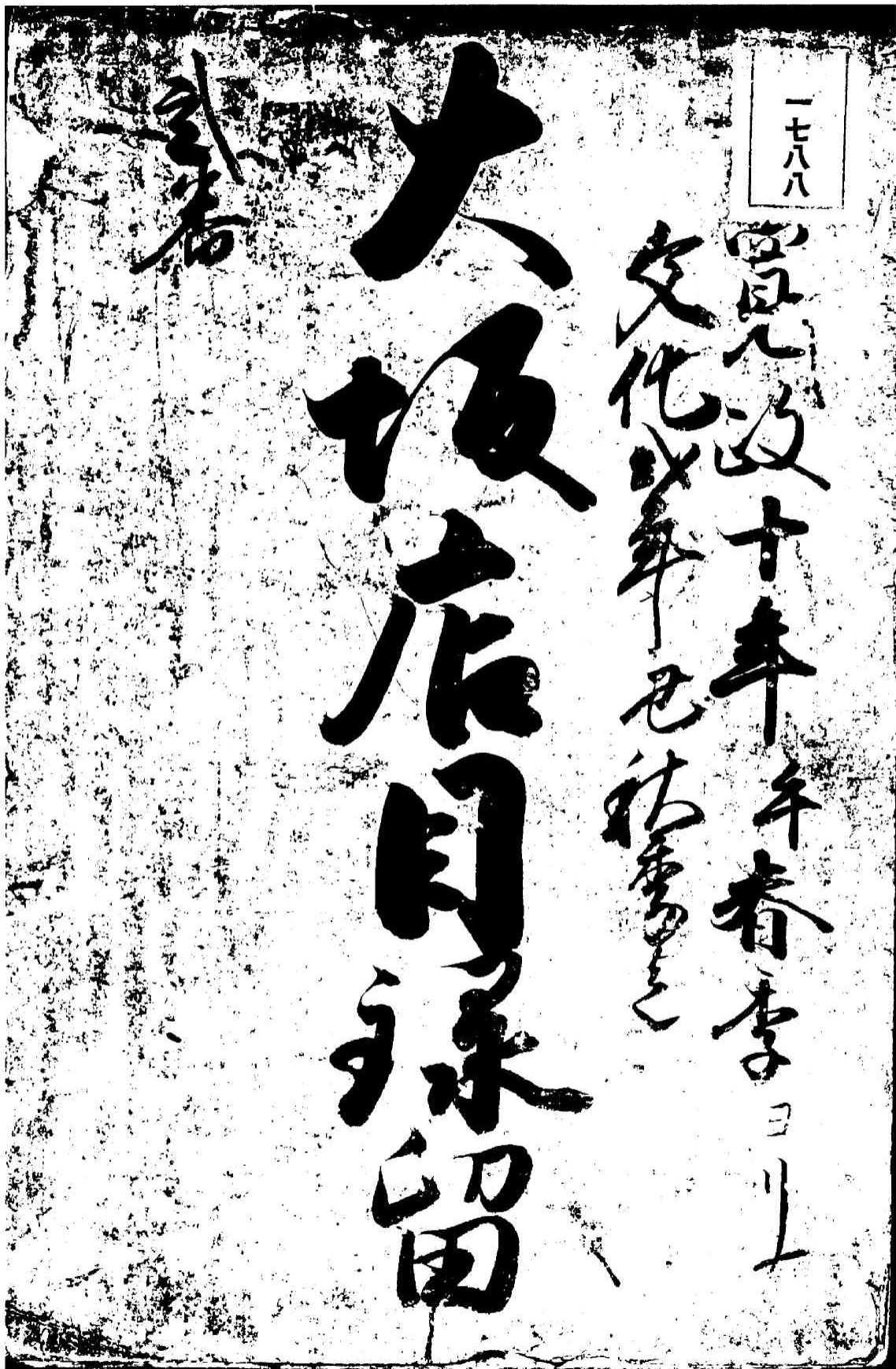
(一 二 三 四 五 六 七 八 九 十 百 千 貫 匁 分)
イセマツサカエチウシ舟仙メ、入

一 史料原文が朱書きの箇所はゴシック体にした。

一 ㊦は押印である。原史料のイメージを再現するように努めたが、印刷の都合上、実際の押印場所とは多少ずれている。

【付記】 本史料の翻刻に当っては、財団
法人三井文庫の皆様方に多くを負っている。殊に、樋口知子・賀川隆行の両氏より難解文字の読み方について御教示を多々賜った(もちろん誤りについては当
然、私西川が責めを負う)。史料の覆刻については三井文庫館長・由井常彦氏から許可を得た。記して感謝の意を表す。

(表 紙)



縦：238 mm 横：158 mm 厚さ：80 mm

(寛政十年^午春季より寛政十一年^末秋季までの勘定目録の写しから接す。)

類焼方償印去ル廿七月
来ル亥六月迄十ヶ年
無利

寛政十二年^甲春季

預り方

④一銀百貳拾五貫目	御為替	④一金貳千八百兩	右同所 新別預
④一銀三拾貫目	古金引替 元手銀	④一金拾八兩三步 一銀八拾壹貫百貳拾五匁 七分七厘九毛	右同所 差引尻
④一 金貳千兩	京都両替店	④一銀四百拾四貫六百拾 三匁壹分三厘	要銀積
④一銀貳千七百拾貫目	外預 <small>三二</small> セイ	④一銀百拾七貫目	金貳千兩 入替代り
④一銀五百六拾三貫目	右同所 加印別預	是より以下拾三点滞引当積銀 ^二 御座候	
④一銀四百九拾八貫目	右同所 家代銀別預	④一銀五百五拾貫目	加印御印米質 年賦引当積
④一銀百八拾貫目	右同所 御貸附金之内 <small>(三千)</small> マ仙兩分 <small>(六)</small> 年力歩	④一銀五拾五貫貳百目三分	右同断之内え
④一銀三百五拾貫目	京都両替店	④一銀四貫目	加賀屋与左衛門 打銀積
		④一銀四拾貳貫八百目八分	平野屋又兵衛 右同断

④一銀貳拾四貫七百五拾四匁壹厘 志布子屋意八郎 右同断

④一銀拾三貫百四拾目九分 上田三郎左衛門 右同断

④一銀三貫六百八拾九匁四分 長浜屋源左衛門 右同断

④一銀拾四貫貳拾五匁 安田屋清兵衛 右同断 半三郎

④一銀五貫四百目 平野屋又右衛門 右同断

④一銀九貫百九拾六匁五分四厘 唐津屋五兵衛 太原屋定次郎 同 道之助 利足積

④一銀七拾五貫五百八拾貳匁四分 岡御印打銀 元銀へ盛上ヶ代り 并打銀積

④一銀七貫七百貳拾七匁壹分 右同所米質 切手入替利足 去ル己年々積銀

④一銀四拾七貫五百目 抱屋敷九ヶ所 宿賃之内去ル丑秋季々

是迄拾三点

引当不足償合積

（八百五十三貫十六匁四分五厘）
メ子舟サシマメシカ、ツ入サリ滞物引当積

④一銀壹貫貳百八拾五匁八分六厘 布屋弥兵衛 利足積

④一銀九百五拾三匁七分 浅田弥右衛門 右同断

④一銀貳百三拾六匁五分 規矩利平次 右同断

④一銀九貫四百貳匁 牧野様利足積銀

④一銀三貫目 伊勢講預り銀

（三）
月マ朱利付

④一銀三貫五百目 京都両替店 新田普請銀年賦引当

④一銀貳拾壹貫四百五拾目 右同所 新田利平次弥四郎年賦引当

④一銀九百六拾目 成尾屋利昌

④一銀百三拾三貫九百四拾五匁	取組先損銀并抱屋敷普請代之内積銀	打銀
④一銀三拾四貫百六拾目	玉屋五兵衛 鐵質之内	
④一銀七貫五百目	山田屋彦吉 鐵質之内	
④一銀拾壹貫貳百三拾五匁四分	油屋彦兵衛 苧質之内	
④一銀六貫九百目	石見屋源助 鐵質之内	
④一銀九拾貫三百目	島屋助作 綿質之内	
④一銀七貫五百目	鐵屋佐兵衛 鐵質之内	
④一金千五百兩 一銀貳百六拾貫目	京都店外預 長浜屋喜右衛門 為替之内当秋季ニテ 口々附分候分	
④一銀九貫九百三拾壹匁九分五厘	家方 差引尻	
④一銀壹貫六百拾八匁九分九厘	石田十兵衛 右同断	
④一銀壹貫三百九拾九匁六分壹厘	松本久次郎 右同断	
④一銀四百三拾五匁壹分壹厘	岡田喜三郎 右同断	
④一銀八百壹匁貳分貳厘	丸山与助 右同断	
④一銀貳貫四百三拾壹匁七分六厘	中井喜十郎 右同断	
④一銀貳拾四貫三百三拾目八分三厘	岸本安次郎 右同断	
④一銀三百七拾七匁六分四厘	竹内乘迎 右同断	
④一銀拾貳貫九匁三分	井口教円 右同断	
④一銀貳拾三貫七百拾三匁七分五厘	持出打	
④一銀貳百五拾目	西春季打	

④一銀貳百八拾八貫四百九拾貳匁三分四厘 当座預

建直金六拾三匁六分

金六千三百拾八兩三步

④代銀四百壹貫八百七拾貳匁五分

銀七千七百三拾九貫八百七拾六匁三分壹厘九毛

三分壹厘九毛

④合銀八千百四拾壹貫七百四拾八匁

八分壹厘九毛

貸方

④一銀貳千貳百貳拾六貫六百三拾目 延替為并近為替

延替為并近為替

内

④銀千百四拾三貫五百目 打銀入二建候分

又内

当申七月限 ④七拾五貫目

吉田喜平次

(六五) 力廿

右同限 ④拾五貫目

今津屋市兵衛

(六五) 力廿

右同限 ④貳拾五貫目

塩屋庄次郎

(六八) 力千

右同限 ④三拾貫目

平野屋仁兵衛

(五八) 力千

右同限 ④拾五貫目

袴屋清吉

申閏四月半力 (六)

右同限 ④拾貫目

山城屋つる

鴻池屋三郎兵衛

(七) 工

右同限 ④貳拾貫目

成尾屋利昌

(六) 力

当申八月限 ④三拾貫目

丹波屋利右衛門

(七二五) 工七廿

当申九月限 ④百貫目

弁屋平右衛門

平次郎 七郎左衛門

右同限 ④八拾貫目	平野屋清左衛門 文兵衛 力(六)	右同限 ④八拾貫目	平野屋清左衛門 文兵衛 力(六)	右同限 ④八拾貫目	平野屋清左衛門 文兵衛 力(六)
当申九月限 ④百貫目	依屋孫三郎 孫久郎 宗助 力(六五) 力サ	右同限 ④百貫目	当申十一月限 ④百貫目	右同限 ④百貫目	油屋彦三郎 力(六)
右同限 ④八貫五百目	鴻池屋幸太郎 工(七)	右同限 ④六拾貫目	右同限 ④式拾貫目	右同限 ④六拾貫目	平野屋六兵衛 申七月夕工(七)
右同限 ④四拾五貫目	湊屋長七 利助 文太七 申七月夕工(七)	右同限 ④拾五貫目	右同限 ④百貫目	右同限 ④百貫目	天王寺屋五兵衛 五郎左衛門 力(五五) 力サ
右同限 ④拾五貫目	玉屋五兵衛 五郎兵衛	来西正月限 ④三拾貫目	来西正月限 ④三拾貫目	来西正月限 ④三拾貫目	紅屋長右衛門

カ^(六)

右同限
④拾貫目

長浜屋弥三郎

申七月^(七)ノエ

当申十二月限
④七拾五貫目

肥前屋八郎兵衛
河内屋九兵衛
茶屋久兵衛

七朱サ^(二)
^(五)

右肥前屋八郎兵衛等^(七十五貫)エシサ^(六)は元銀不足物之

内ニ御座候得共打銀無滞相渡候ニ付此所へ相

認申候

右打④ノ銀四拾三貫百四拾五匁

九分五厘

利入^(二)建^(ル)

平均月サ朱マウ^(五)〇セイイ^(三九)エニ^(二一一七)当ル

但正月以後限月返済之分ハ此所ニ名前無御座

候又中途^(六)ノ新取組も在之置居之分も打銀入

遅速も御座候ニ付此元銀ニテ半季分之歩平均

仕候ては不相当ニ御座候

右歩付之通ニテ一ヶ月打入高

カ^(六)ベチ舟ウシチ、サ入^(六)

步平均 力朱^(六)〇マセエウ余^(三二七九)ニ当ル

当申八月限
④銀五拾貫目

炭屋善五郎
近為替打銀入^(二)建^(ル)候分

近為替

打④ノ銀拾四貫三百五拾四匁 利入^(二)建^(ル)

但正月以来近為替取組候銀取建打済候分之打

銀ニ御座候

④銀千三拾三貫百三拾目 延為替滞

又内

去々午六月限
④五貫三百目

尼崎屋平助
無利

去未三月限
④四拾五貫目

平野屋又右衛門^(七五)
エサ^(七五)

去未九月限

④三拾貫目	西田屋次左衛門 西村屋又市 サ ^(五)	④三拾六貫目	米屋助右衛門 弁屋七郎左衛門
去未十月限 ④六拾貫目	加賀屋与左衛門 サ ^(五)	当申十二月限 ④貳貫四百目	日出屋太藏 福島屋吉兵衛 無利
去未十二月限 ④百六拾九貫目	平野屋又兵衛 イ朱 ^(二)	当申十二月限 ④壹貫百五拾目	牧村屋清左衛門 津国屋利兵衛 吉野屋忠兵衛 無利
右同限 ④三拾壹貫九百目	右同人 無利	右同限 ④貳拾六貫三百八拾匁	志布子屋甚兵衛 相三郎源藏 七朱 ^(三)
右同限 ④貳百拾七貫目	右同人 無利	右同限 ④五拾五貫目	安田屋半兵衛 半三郎 マ朱 ^(三)
当申九月限 ④拾貳貫五百目	長浜屋源左衛門 マ朱 ^(三)	右同限 ④六拾壹貫五百目	上田三郎左衛門 無利
当申十月限 ④貳百八拾貫目	千草屋久左衛門 米屋助右衛門 イ朱 ^(三) イ朱 ^(二) イウ ^(九)		

右打⑤銀三貫六百七拾貳匁五分 元積二建ル

一銀四百九拾貫目

家質貸

内

去ル寅十月限
⑤銀五拾貫目

河州

森甚五兵衛殿藏屋敷
木屋清左衛門

マ(三八)チ

両国町
表口貳拾貳間裏行拾六間余
并浜築地共

去々午三月限
⑤銀拾貫目

河内屋久兵衛

マ(三四)ツ

具足屋町
表口七間余裏行拾間余

右同限
⑤銀拾貫目

右同人

マ(三三)

住吉屋町
表口四間半裏行拾貳間

去々午八月限
⑤銀拾五貫目

荒物屋又右衛門

土佐堀二町目
表口六間裏行拾壹間余

ツ(四)

去々午十一月限
⑤銀三拾貫目

天満屋太郎兵衛

マ(三八)チ

雑唯場町
表口七間裏行拾七間
并浜地共

去未四月限
⑤銀貳拾貫目

三浦屋矢右衛門

マ(三六)カ

出口町二ヶ所統屋敷
表口拾三間半裏行拾七間余

去未七月限
⑤銀四拾五貫目

木津屋喜太郎

マ(三五)サ

吉野屋町四ヶ所統屋敷
表口拾九間裏行貳拾間

当申三月限
⑤銀三百拾貫目

松平主殿頭様御藏屋敷
鉄屋忠八

ツ(四六)カ

上中之島町

表口廿壹間余裏行貳拾間
外ニ裏尻廿壹間余御預ケ地有之

右利^(三)銀拾三貫八百拾九匁五分利入ニ建ル
 平均月ツ朱^(四)〇マツチマウセニ当ル
(三四八三九二)

④一銀千式百壹貫五百
 式拾三匁壹分五厘 御屋敷貸

内

④銀式百六拾貫目 松平加賀守様
 御印年賦

年七歩^(二)

④銀八百五拾三貫目 右御同所様
 米質年賦

年イ歩サ^(五)

右当季利入無之候ニ付積銀無御座候

④銀拾壹貫五百八拾目 松平薩摩守様

七朱^(二)

右利十ヶ月分銀式百三拾壹匁
 六分 利入ニ建ル

但此利足利入ニ建候得共元銀不定物ニ付滞貸
 之内ニ^(六)込置申候

④銀七拾貳貫三百三匁
 壹分五厘 松平加賀守様
 年賦無利

④銀四貫六百四拾目 松平大膳太夫様
 右同断

④一銀千六百六拾八貫八拾目 質物貸

内

④銀千四百六拾四貫目 利入ニ建候分

又内

当申七月限
 ④四拾八貫目

吹田屋孫助
 紀州紋羽四千五百五十四
 反^(六)カ

右同限
 ④拾貳貫目

右同人
 紀州紋羽千廿七反
 カ^(六)

右同限
 ④四拾貫目

山田屋彦吉

右同限
⑤拾七貫目

石州銑千八拾束
同州銑七百四拾束
力(六)

右同人
石州銑三百六十束
同州銑三百三十束
力(六)

右同限
⑤貳拾六貫目

右同人
石州銑九百束
同州銑四百束
申五月力(六)

右同限
⑤八貫目

大野屋伝兵衛
石州銑七拾束
同州銑四百五拾束
力(六)

右同限
⑤三拾貫目

右同人
鐵六百五十式束
力(六)

右同限
⑤拾貫目

右同人
伯州銑百三十束
雲州銑百式十束
力(六)

右同限
⑤拾貳貫目

右同人
石州銑六百束
伯州銑五十束
同州銑八十束
申五月力(六)

右同限
⑤貳拾五貫目

石見屋源助
石州銑千四百六十束
同州市山葶三拾七丸
力(六)

右同限
⑤三拾八貫五百目

鐵屋左兵衛
鐵八百六拾三束
力(六)

右同限
⑤七拾貫目

右同人
鐵千六百拾四束
申三月力(六)

右同限
⑤九拾三貫目

玉屋五兵衛
鉄式千式百拾式束
釵百拾三束

力(六)

右同限
⑤八拾貫目

右同人
鉄式千束

力(六)

当申七月限
⑤四拾五貫目

玉屋五郎兵衛
兵庫二連釘百七拾六箇
同三連釘三拾三箇

力(六)

右同限
⑤七拾九貫五百目

播磨屋佐兵衛
備前木綿壹万九千八百
八拾五反

力(六五)
力サ

右同限
⑤拾貳貫目

右同人
備前木綿三千四百反
申七月日

力(六五)
力サ

当申八月限
⑤五拾貫目

袴屋清吉
周防木綿壹万六千反
申四月日

力(六)

右同限
⑤五拾貫目

玉屋五兵衛
鉄八百九拾七束
釵三百五十四束

申三月日
力(六)

右同限
⑤五拾貫目

右同人
鉄千三百八十七束
釵拾三束

申四月日
力(六)

右同限
⑤百貫目

鉄屋佐兵衛
鉄千七百拾束
釵四百束

力(六)

右同限
⑤六拾貫目

右同人
鉄千四百束

力(六)

右同限
⑤拾五貫目

右同人
鉄三百七拾束

力^(六)

右同限
⑤三拾三貫目

右同人
鉄八百四拾束

力^(六)

右同限
⑤九拾壹貫目

島屋助作
堺操綿三百六十六本

力^(六)

右同限
⑤七貫目

油屋彦兵衛
市波苧三百丸

力^(七)

右同限
⑤拾貫目

右同人
市波苧三百四十六丸

力^(七)

当申九月限
⑤七拾貫目

河内屋六兵衛
日向宇田式百七十五丸
同五寸五分半切式百廿

右同限
⑤五拾貫目

山田屋彦吉
鉄式千五百五十束
鉄五百三十四束

申四月半力^(六)

当申九月限
⑤拾貫目

山田屋彦吉
石州鉄三百束

申七月力^(六)

右同限
⑤式拾三貫目

石見屋源助
石州鉄千七百廿五束

力^(六)

右同限
⑤拾貫目

大野屋伝兵衛
伯州鉄式百束

力^(六)

七丸
同六寸半切百式十九丸
豊後杉原百拾式丸

申四月半力^(六五)

右同限
④三拾貫目

右同人
石州銚千五百束
雲州鉄三百廿束

申七月カ^(六)

右同限
④六拾式貫目

柏屋弥兵衛
芸州鉄四百束

申七月カ^(七)

右同限
④拾貳貫五百目

金屋彦兵衛
石州宇田五拾丸
同半紙四拾八丸
同州鉄五拾五束

申七月カ^(六)

当申十月限
④六拾式貫目

紅屋長兵衛
筑前生蠟三万三千五百
三十式斤
晒蠟壹万貳千百斤

カ^(六)

右同限
④四拾貫目

淡路屋七兵衛
肥後菜種千八百俵

申七月カ^(六五)

当申十二月限
④四貫目

成尾屋利昌
菜種質濟残

ツ^(四)

右同限
④拾貫目

右同人
肥後菜種五百俵

申七月カ^(六五)

右利④銀ノ四拾四貫九百五拾九匁 利入ニ建ル
式分四厘

平均月ツ^(四)朱マチエイセママニ当ル
三^(三八七一二三三)

右同限
④拾八貫五百目

鉄屋儀助
石州銚千五百束

申七月カ^(六)

但貸高之内新取組之分月付相記候通ニて利足
限月ニ請取候ニ付歩平均不宜候且正月以來
元銀出入も有之當時之元銀ニて歩平均不相
当ニ御座候

正米切手入替

利④銀貳拾五貫百七拾目六分 利入ニ建ル

但去未暮切手入替高(二千貫目)イ仙メ、当申二月迄之利足并元銀済残之分曰廻シ利共如此御座候依之歩平均三不及候

④銀貳百四貫八拾目 質物滞

又内

去々午十二月限

④貳拾四貫五百八拾目

唐津屋又兵衛
太原屋定次郎
同 道之助

(三)
マ朱

当申十月限
④貳拾四貫目

岡村屋佐兵衛
平野屋源兵衛
岡米六百俵
岡大豆六百俵

(二)
イ朱イウ

右同限
④六拾貫目

弁屋平右衛門
岡米豆切手入替
右同

右同限
④七拾貫目

千草屋久左衛門
米屋助右衛門
弁屋清兵衛
右同断 右同

右同限
④貳拾五貫五百目

右三人
右同断 右同

右利入無之候ニ付積銀無御座候

④一銀八百五拾貫貳百目 家代銀

内

④銀貳百拾九貫目 白髮町 家代

④銀五拾壹貫五百目 奈良屋町 家代

④銀三拾六貫五百目 山本町 右同断

④銀三拾貫貳百目 古手町 右同断

⑤銀五拾八貫目

江戸堀老町目
右同断

⑤銀八拾九貫五百目

堂島老町目
家代

⑤銀貳百五拾貫目

四郎兵衛町
右同断

⑤銀拾五貫五百目

伏見町
右同断

⑤銀百貫目

平野町老町目
右同断

右宿賃⑤銀八貫百七拾五匁八分

(二) (三七三七六) (八)
月イ朱マエマエカ〇チニ当ル

内

⑤銀五貫目

元積ニ建ル

⑤銀三貫百七拾五匁八分

利入ニ建ル

右打利足入ニ建候分

貸高ノ三千百四拾七貫五百目

右打利足入ニ相成候分

ノ百四拾老貫七百目八分九厘

右貸高ニ割又七ヶ月ニ割

(六) (四三一四四八五四)
平均力朱ツマイツツチサツニ当ル

但近為替打并正米切手入替利足此内ニ有之元銀
ハ相済貸高ニ無之候付歩平均宜候且薩州利足

(二百三十一匁六文)

セ舟マシイ、カ入は利入ニ込候有之候得共元

(十一貫五百八十匁)

銀シイバサ舟チシ、ハ不定物ニ付除

家代

高八百五拾貫貳百目

右宿賃之内

三貫百七拾五匁八分 入ニ相成候分

右元高ニ割又七ヶ月ニ割

平均月巻貫目ニ付サ入マリマ毛力セセ
(五分三厘三毛六二二)

但積銀サバ、を加え候得は
(五貫目)

平均月イ朱マエマエカ〇チ
(二) (三七三七六) (八)

滞貸高

ノ貳千四百三拾八貫七百三拾三匁五分五厘

打利足積并宿賃之内サ、除高共込
八貫六百七拾貳匁五分 元高積ニ建ル

右元高二割又七ヶ月ニ割

平均月サ入〇チ〇セ余
(五分) (八) (三)

惣元高

合六千四百三拾六貫四百三拾三匁壹分五厘

惣打利足宿賃高積ニ相成候分共

合百五拾三貫五百四拾九匁壹分九厘

右元高二割又七ヶ月ニ割

平均月マ朱ツ〇チ〇マ力余
(三) (四) (八) (三六)

右惣元高

六千四百三拾六貫四百三拾三匁壹分五厘

内

八百五拾三貫拾六匁 滞貸引当積高
四分五厘 預り方ニ有之分引之

残て五千五百八拾三貫四百拾六匁七分
百五拾三貫五百四拾九匁壹分九厘

右残元高二割又七ヶ月ニ割

平成月マ朱ウセチエ〇サセ
(三) (九二八七) (五二)

右百五拾三貫五百四拾九匁壹分九厘

内

八貫六百七拾貳匁 宿賃之内サ、
五分 除分共引之
(五分) (八)

残て百四拾四貫八百七拾六匁六分九厘

此高右残之五千五百八拾三貫四百拾六匁七分
ニ割又七ヶ月ニ割

平均月マ朱エ〇力チイ余
(三) (七) (六八一)

但右五千五百八拾三貫目余之処

金貳千兩 京都店ニ外預
貳千七百拾貫目 (三)

月セイ時々請渡有之ニ
付不同御座候

百八拾貫目

京都店ニ

年力 (六)

右之外京都店ニ無利足預り并当店孕物ニテ
前件之惣賃高ニ相成申候

④一金貳千兩

売付金
入替ニ建置

④一銀百八拾八貫七百五拾 壹匁壹分五厘	取組先類焼ニ付 損銀并唐物屋敷 類焼普請入目	④一銀四拾貫目	牧野越中守様 御用達 故備後守様御在坂中御当用 御取替又は米質等ニて濟切 候儀も度々御座候処天明六 年午九月々置居貸ニ相成竟 政元年酉十二月迄利足相渡 り其節御証文改り其後利足 相渡り不申候尤利足月イ歩 月チ朱ニ相成日廻シ勘定 之内最初月七朱通宛積置当 時預り方ニウメツ舟セ、御 座候	④一銀壹貫三百五拾六匁	三好又次郎 差引尻滞	④一銀六貫百三拾六匁七分	三好門兵衛 年賦濟残	④一銀壹貫四百三拾壹匁 八分	布屋弥兵衛 右同断	④一銀貳貫五百目	中島屋太兵衛 右同断	④一銀貳貫九百九拾七匁 三厘	河内屋又右衛門 右同断	④一銀六百七拾三匁六分 壹厘	鍵屋太兵衛 右同断	④一銀貳貫三百目	浅田弥右衛門 規矩利平次 右同断	④一銀六百目	中西助四郎	④一銀三貫五百目	新田 普請銀年賦	④一銀拾六貫五拾匁	規矩利平次 年賦	④一銀五貫四百目	植田弥四郎 右同断	④一銀貳拾七貫貳百六拾 九匁四分三厘	百間町 家代不足銀	④一銀三貫四百九拾貳匁 九分四厘	元方 御屋敷方御勤入目	④一銀壹貫五百拾匁 七分貳厘	右同所 高麗橋三町目 御讓替入目
------------------------	------------------------------	---------	--	-------------	---------------	--------------	---------------	-------------------	--------------	----------	---------------	-------------------	----------------	-------------------	--------------	----------	------------------------	--------	-------	----------	-------------	-----------	-------------	----------	--------------	-----------------------	--------------	---------------------	----------------	-------------------	------------------------

④一 金貳千八百兩
銀八百六拾貫目 新別預 代り

④一 金三百拾九兩 江戸兩替店
銀四拾七貫百四拾三匁 差引尻
六分三厘貳毛

④一 銀貳拾壹貫五百貳拾壹 新田
匁貳分三厘八毛 差引尻

④一 銀壹貫三百六拾八匁 野崎新兵衛
五分三厘 右同断

④一 銀貳拾壹貫貳百四拾七 当座貸
匁貳分九厘

④一 金千四百拾五兩貳歩 有金銀殘
銀六拾八貫三百拾六匁 四分九厘
錢拾貳貫文

建直金六拾三匁六分
錢九匁五分

④一 金六千五百三拾四兩貳歩
④一 代銀四百拾五貫五百九拾四匁貳分
④一 銀七千七百五拾九貫九百九拾四匁七分壹厘
④一 錢拾貳貫文
④一 代銀百拾四匁

三口

④一 銀八千百七拾五貫七百貳匁九分壹厘

内

④一 銀八千百四拾壹貫七百四拾八 預り方引
匁八分壹厘九毛

差引

④一 殘銀三拾三貫九百五拾四匁九厘壹毛

利足之仕分
入方

④一 銀百四拾貳貫五百四拾七匁 打利足
壹分七厘

内

④一 銀四拾三貫百四拾五 延為替打
匁九分五厘

④一 銀拾四貫三百五拾四匁 近為替打

④一 銀貳百三拾壹匁六分 御屋敷貸
利足

④一 銀拾三貫八百三拾九 家質貸

		〆五分	利足
	④銀四拾四貫九百五拾九匁式分四厘	質物貸	利足
	④銀貳拾五貫百七拾目六分	正米切手入替	利足
	④銀八百四拾六匁式分八厘	諸方当座貸口々利足	
〆	④一銀八貫百七拾五匁八分	当店持抱屋敷九ヶ所宿賃町儀入用并繕普請入用差引	
	④一銀六百四拾八匁八分	小判銭売買直違徳式朱判繼賃出目欠差引	
〆	④銀百五拾壹貫三百七拾壹匁七分八厘壹毛		
	払方		
内	④一銀五拾九貫七拾九匁四分三厘	利足払	

	④銀五拾貳貫八拾目八分四厘	京都店外預利足	(三二)
	④銀五貫四百目	但元高之内時々請渡有之元高定り不申候	月七イ
	④銀壹貫五百三拾五匁五分九厘	御貸附金代之内舟子シメ、利足	(百八十貫目)
	④銀六拾三匁	伊勢講預り銀	(三貫目)
〆	④一銀五貫百四拾五匁	取組先損銀并抱屋敷普請代之内当半季積銀代り	月マ朱 (三)
	④一銀百三拾九匁壹分九厘	京都店え	(六百貫目)
		正銀力舟メ、為登	

諸入用

④一銀七貫七百六拾七匁
三分六厘
御為替方入目

差引

店持抱屋敷
引当不足三付
償合積

④一銀九貫三百六拾貳匁
八分
店前京江戸飛脚諸道具
筆墨紙代諸方付届并店
地代

右は従当申正月同七月迄

④残銀三拾三貫九百五拾四匁九厘壹毛

④一銀九貫七百七拾八匁
五分
十兵衛 久次郎
喜三郎 助七郎
庄助 与三兵衛
弥三郎 御役料

勘定如斯御座候以上

寛政十二年^申七月
松野助七郎印

④一銀拾三貫百四拾五匁
四分壹厘
賄方入目
并手代子供小遣銀

藤田助右衛門殿

④一銀百四貫四百拾七匁六分九厘

西田 新四郎殿

差引
丸山 与 助殿

福井 林兵衛殿

④一銀四拾六貫九百五拾四匁九厘壹毛

林 与 七殿

内
乾 市右衛門殿

④銀三貫目
当半季
京為登銀

桜井 与 市殿

④銀五貫目
要銀積

中西 門次郎殿

右之通相違無御座候以上

右立会改申候以上

石田十兵衛印

松本久次郎印

岡田喜三郎印

藤田助右衛門

(寛政十二年^申秋季より文化二年^丑秋季
までの勘定目録の写しに続く。)

(裏表紙)

